

森林文化都市キャラクター着ぐるみ取扱要領

1 趣旨

この要領は、市が所有・管理する森林文化都市キャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を適正かつ大切に使用・管理するため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものです。

2 使用の目的

着ぐるみは、森林文化都市シンボルマーク及びキャラクター管理要綱（平成10年告示第73号）第2条に規定する使用目的に準じて使用するものとします。

3 使用の原則

(1) 着ぐるみは、次に掲げる場合に使用することができます。

ア 市若しくはその機関又は市が所管する公共的団体等が使用するとき。

イ その他観光交流課長が使用目的の公共性、公益性を考慮して使用を認めたとき。

(2) 着ぐるみは、宗教活動等を目的とするものには使用できません。

4 使用申請等

(1) 着ぐるみを使用しようとする場合は、所定の申請様式により観光交流課長に申請書を提出してください。ただし、市が所管する公共的団体等が使用しようとする場合は、当該団体を所管する課長が申請するものとします。

(2) 観光交流課長は、着ぐるみの使用を適当と認めたときは、所定の様式による使用許可書を交付するものとします。

(3) 観光交流課長は、使用目的等を考慮して使用を不適当と認めたときは、使用を許可しないことができます。

(4) 前3号の規定にかかわらず、市又は市の機関が使用する場合は、申請によらず所管課長と観光交流課長の協議によるものとします。

5 遵守事項

(1) 着ぐるみを使用するに当たっては、汚損等しないよう十分注意し、大切に使用してください。

(2) 万一着ぐるみを汚損等した場合は、速やかに観光交流課長に報告し、指示に従ってください。

6 その他

この要領に定めるもののほか、着ぐるみの使用及び管理に関し必要な事項は、観光交流課長が定めるものとします。

7 要領の施行

この要領は、平成14年1月1日から施行します。

8 要領の一部改正

この要領は、平成27年9月1日から施行します。

この要領は、令和2年4月1日から施行します。